

構成員からの質問に対する ヒアリング対象者からの回答結果

周波数オークションに関する懇談会 事務局

質問事項への回答【移動通信事業者】

番号	質問	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク	イー・アクセス	ウィルコム	UQコミュニケーションズ
1	オークション導入により、 ①設備投資や研究開発投資が抑制される。 ②サービスの安定的提供や高度化が妨げられる。 ③利用者料金に負担が転嫁される。 といった懸念が指摘されることがあるが、 (1)我が国の移動通信業界は、オークションが導入された諸外国と比較して、						
	①設備投資や研究開発投資が多いのか。	国によって制度も異なりますので、諸外国との投資額、料金との単純な比較が、オークションの影響と、どれだけ密接に関連するのかわかりかねますが、3Gの普及率を見ても、日本は、世界でもっとも進んだ携帯電話インフラを提供している国の1つであることは間違いなくと思います。また、サービス料金についても諸外国と比較して決して引けをとらないレベルと考えます。	諸外国の開発投資に関するデータを持ち合わせていませんので定量的な比較は出来かねますが、一般的に諸外国での研究開発はメーカーが中心となっていて事業者が自ら実施しているケースは日本に比べて少ない傾向にあると思われれます。	オークションが導入された国の設備投資額や研究開発費のデータを持ち合わせていないため、現時点では比較することは出来ないが、本懇談会と比較するにあたって、弊社の設備投資額や研究開発費を公開することは可能である。	当社としては、設備投資や研究開発費の多いか少ないかについては、調査数値を持ち合わせていません。海外との比較については、人口密度、市場規模等の様々な影響を受けることから、単純な数値の比較では十分な資料とはならないものと考えますので、総務省殿に徹底的な調査をお願いします。	設備投資については、トラフィック、地形等に左右されるため比較は、難しいと考えます。	弊社はサービス開始してまだ2年でありコメントできる状況ではありません。本件は本懇談会の中で海外でのオークション事例を含め、検証して頂きたいと考えます。
	②サービスの安定的提供や高度化が進んでいると言えるのか。		第三世代やBWA等、サービスの高度化については、オークション導入諸国に比べて先行して導入し、普及も進んでいると認識しています。また、お客さまのニーズに応えられるよう新しいサービスをつくりながら継続して提供しております。	第3世代携帯電話サービスは、欧米で導入が遅れたことに対し、日本では早期に導入が進んだため第3世代携帯電話の普及率等も高いと認識している。また、弊社は第2世代携帯電話のサービスを昨年3月末に終了し、第3世代携帯電話のみのサービスを提供している。	当社は調査していないのでわかりませんが、例えば、当社はDC-HSDPAサービスを世界の先頭グループで導入したことから高度化サービスの安定的共有に寄与しているものと考えます。	サービスの安定的提供や高度化がオークションとどのようにつながるかわかりませんが、携帯市場は競争原理がはたらき、安定的提供、高度化が進んでいると考えており、ときにガラパゴスと称されますが高機能化は進んでいると考えます。	同上。
③利用者料金が安いのか。		情報通信白書平成22年度版によると、東京の携帯電話料金はオークション導入国を含む諸外国の主要都市と比べ概ね平均的な水準又は低廉な水準とあります。	平成22年度の総務省内外価格差調査では購買力平価による比較において日本は水準的な利用者料金である結果が出た。 iPhoneを販売している米国のAT&TやフランスのO2等の携帯電話事業者は、データ通信の定額制を廃止する動きがあるが、iPhoneを販売している携帯電話事業者のデータ通信プランは日本とほぼ同水準と言える。 また、11カ国の携帯電話料金を比較した韓国の放送通信委員会によるレポートでは、日本は英国について2番目に安い結果が出ている。	当社は調査していないのでわかりませんが、総務省殿が毎年「電気通信サービスに係る内外価格差に関する調査」にて各国の比較しており、総務省殿に徹底的な調査をお願いします。	電気通信サービスに係る内外価格差調査(平成22年度調査結果)によると、携帯電話(モデルによる比較)は、「低利用者では、ニューヨークが最も高く、東京は低い水準」、「中利用者では、東京は平均的な水準」とあるように、料金とオークションに関連があるということは明確には言えません。	同上。	
(2)オークションによる負担があったとしても、設備投資や研究開発投資の削減や利用者料金の値上げは、競争上不利となることから、實際上、できないのではないのか(オークションによる負担は、事業者の利益を削ることにより対応せざるを得ないのではないのか。)	オークション導入により、事業者の負担が増えることになれば、その負担は事業者収入の中から支払われることとなります。仮にオークションの落札金額が高騰するような事態となった場合、最終的には設備投資や研究開発投資の削減や、利用者の利便に影響が及ぶことも否定し得ないものと考えております。	初期投資と同等のオークション費用が発生するとすれば、現状と比べ影響が少なからず生じると考えられます。この影響は、投資の削減や料金の値上げに至らない場合であっても、インフラ整備のスピードが鈍ることや長期化することの原因になる可能性は大きいと考えます。	携帯電話サービスの利用者料金は、ユーザー側の認識が既に定着しているため、オークションによる負担を利用者料金に転嫁することは難しい状況であると考えます。ただし、オークション価格が高騰した場合、利用者料金へ転嫁する可能性も考えられる。 また、携帯電話の周波数は既に大部分が割当て済みであり、割当て周波数の少ない事業者が新たにオークションで周波数を獲得した場合、競争政策上、更に不利な状況が想定されるため、不公平感がないように制度設計をしていただくことを要望する。	潤沢な資金があれば別ですが、当社のような新規・新興事業者の場合、設備投資の削減なのか、費用転嫁かほとんどなく、何らかの形で消費者の負担をいいただかないと難しいと考えます。公正競争の確保方策なしのオークションは弱いものに対してより負の影響が大きいと考えます。 (当社参入時での仮定) 当社が参入した際にオークションが行われ、10MHzの周波数帯域を1,000億円で落札したと仮定すると、当時の目安であった250万加入を前提として1ユーザあたりの追加負担は4万円となります。当社はこれまで市場競争のなかで3000億円近くの設備投資をしてきましたが、現在認定されている周波数は合計30MHzをオークションで落札するためには、3000億円の負担が必要となり、競争力のある料金設定と積極的な投資は困難だったと想定します。 大手事業者であれば、ご質問にあるとおり先行者利益を活かしオークションコストを利用者に転嫁しない選択もあるかもしれませんが、当社のような新規・新興事業者にとってはオークションは大きな参入障壁に成り得ますので、オークションによる新規参入者は、当社が参入した際に市場に与えた効果と同等の効果を与えられるかという観点では疑問があると言わざるを得ないと考えます。 また、オークションを導入することによってキャリアの研究開発費用が圧縮される場合、産業政策、企業活動による影響が心配されますので、オークション導入には、『多くの新規参入希望』、『基盤技術の転換期』等といった事象があって、始めて導入されるべきと考えます。	確かに、競争環境においては、オークションによるコスト増を料金に反映させることは、競争上不利になると考えます。したがって、オークション負担のない既存事業者と間で公正な競争が行えるよう配慮が必要と考えます。	民間企業である限り、かかったコストはどういう形にしろ回収する必要があることから、ご指摘のとおり競争上不利になるような料金値上げはできないかも知れませんが、設備投資や研究開発等どこかにはしわ寄せが来るものと考えます。	
2	オークション導入によって懸念される事項(上記懸念事項を含む。)のうち、重要と思うものを3つ挙げ、懸念の理由と考えられる対策を示していただきたい。	意見提出させて頂いたように、免許人の負担増加、国内のみならず諸外国との有害な干渉が発生した際の対処、サービス継続性の懸念などを危惧しております。これらは全て、利用者の皆様へ影響を与えるものだと考えております。	① 投機目的での参入 資金力のある国内外の資本家が投機目的で参入することが想定されるため、投機目的で落札できないよう制度的な措置を講じる必要があると考えます。 ② 入札額のみでの事業者決定 事業能力が十分でない事業者が落札した場合、国民の利益に繋がらないため、入札者の資格要件や事業計画の実現性等についても、事業者決定の指標にすべきと考えます。 ③ 電波利用料の性格と払込金の使途の関係 同じ使途での二重払いを避けるべきであるため、電波利用料の性格とオークション収入の使途の十分な検討と整理が必要と考えます。	① 既存割当て済み周波数とオークションで割当てられる周波数で、同じ周波数帯においても対価に差が生じる可能性があるが、両周波数における条件等は、公平にするべきであるとする。 (懸念の理由)周波数の公平な利用の観点から、周波数利用の対価を同等にするため。 (考えられる対策)割当て済み周波数の暫定的利用料を設定する等の対策を講ずる。 ② 経営資本が比較的潤沢ではない会社や新規参入事業者にとって、周波数オークションは不利である。競争政策における既存事業者間及び新規事業者に対し、支配的事業者の周波数独占が起きない対策(競争セーフガード)を講じるべきであるとする。 (懸念の理由)経営資本が潤沢な支配的事業者が周波数を独占する可能性があるため。 (考えられる対策)入札に競争政策上の制限(入札可能な周波数幅、特別枠等)を課す。 ③ 放送帯域はオークション対象除外とすべきといった意見があるが、通信・放送の融合により、電気通信業務用・放送用など通信・放送両用の無線局の開設が可能となるため、オークション帯域は用途の区別なく、通信事業者・放送事業者等の参入を可能とすべきであるとする。 (懸念の理由)通信・放送の融合化が進む中、周波数の公平な利用の観点から、利用価値の高い周波数は価値に見合った利用をするべきであるため。 (考えられる対策)全ての帯域を用途の区別なく公平にする措置を講ずる。	【新規事業者の参入困難】 新たな負担として払込金が増えるため、オークション制度は、新規参入促進策となりえないと考えますが、事業者間の格差を少しでも埋める方法として新規参入枠などを設定する方法などが考えられます。 【周波数の偏りによる事業者間の競争力の格差拡大】 既に、既存事業者との格差が生じている部分について、オークション制度を導入することによって格差が埋まることはないと考えますが、所有する周波数の量や帯域によって入札に制限をかけることが考えられます。 【災害対応を含めて設備投資余力の低下】 オークションは、新たな負担として払込金が増えるため、設備投資額の縮減は避けられないと考えます。その為、オークション落札額を高くさせない制度設計が重要と考えます。また、設備投資を促進するインセンティブを別途考えることも必要(税金や規制緩和など)と考えます。	1 オークションによる取得と、オークション以前に取得した事業者との間での不公平感(理由)オークションによる取得事業者は、オークション以前に取得した事業者と比べて、オークション金額分だけハンディを背負うこととなる(対策)オークションの導入においては、電波利用料の負担等も含めて、十分な検討が必要と考えます。 2 オークションを導入することによる技術力の低下、潤沢な資金をもつ企業による周波数の独占(理由)オークションの制度設計にもよるが、オークションの金額のみに重きをおき、技術を軽視される傾向になった場合、電波の有効利用が図れないばかりでなく、電波を独占することにより、必然的に、市場支配力が集中することが懸念される。(対策)落札可能周波数幅の制限等の規制が必要。また、オークションの金額のみならず、技術力についても審査する等の対策が必要です。 3 新規参入等による市場の活性化が妨げられる懸念(理由)2と重なるが、新規参入者には、潤沢な資金がないが、技術力がある、あるいは、市場を活性化させるアイデアがある事業者があるが、これらの事業者はオークションにより排除される可能性があり、ひいては、市場の活性化が妨げられる結果となりうる可能性がある。(対策)新規事業枠を設け、自由な発想のもとで、新サービスを創出できるような制度づくりが必要と考えます。	①資金力のある特定事業者による独占状態 ・落札可能周波数幅の上限設定等 ②事業継続性 ・再免許時のオークション免除等 ③資金回収の遅れによる新技術導入の遅れや投資の遅れ ・オークション落札額の高騰の防止等

3	これまでオークションを導入しなかったことで、オークション既導入国の移動通信業界と比べ、我が国の移動通信業界の国際競争力を維持できたのか。						
	①維持できたと考えるならば、その根拠を示していただきたい。	国際競争力として何を想定するかによって、議論の方向性が変わると思いますが、仮に、通信事業者が海外に進出することを意図しているのであれば、弊社はいくつかの国へ、現地事業者への出資という形で進出しております。しかし、オークションの有無がこのことに与える影響についてはわかりかねます。	分かりかねます。		電気通信事業者にとってオークション導入と国際競争力の維持との因果関係は、判断しかねます。	そもそも国際競争力とは何をもっているのかわかりませんが、端末の普及率、データ通信速度からみて日本の移動体通信事情は世界に誇る水準だと認識しております。	BWAは日本を含め各国ともまだ発展段階であり、オークションの導入の有無による国際競争力の評価ができる状態にはないで回答しかねます。
	②今後、オークションを導入した場合、我が国の移動通信業界の国際競争力は低下すると考えるか。		分かりかねます。	第4世代携帯電話の帯域でオークション価格が高騰した場合、研究開発・設備投資の削減等の影響により、国際競争力が低下する懸念がある。	上記の回答と同様に、電気通信事業者にとってオークション導入と国際競争力の低下との因果関係にも、判断しかねます。	オークションの制度設計をどうするかによると考えています。	回答しかねます。
4	すでに大多数の先進国ではオークションが導入されている(OECD加盟34国のうち30国、世界全体195国のうち計53国が導入済み(出典:本懇談会資料2-1))とこと、すなわち日本の実情が海外の大勢とかけ離れた状態にあることについて意見、コメントがあれば伺いたい。その際、貴社の立場、加入者の立場、移動通信産業の立場、日本経済全体の立場など貴見の前提(があればそれ)を明示していただきたい。	周波数割り当てに際しては、国民の共有資産である周波数の有効利用を促進することを目的として制度設計が必要だと考えます。諸外国で導入されているかどうかではなく、周波数をより有効に活用できるような制度の確立を目指して議論をするべきと考えます。	特段の意見はありません。	日本では、オークション制度は導入されていないが、電波利用料制度を変更し、周波数の経済的価値に見合った負担をする制度を既に導入しているので、ほぼ同等の経済的負担をしていると認識している。	オークション制度の対象となりえる電気通信事業者としての見解を以下に述べます: 先進国含め世界の多くの国でオークションが導入されているからといって、競争環境・市場環境が違う日本において直ちにオークションを導入とはならないと考えます。幸いにして導入国の例は豊富であるので、導入経緯、利点・欠点を詳細に調査し、様々な立場から慎重に検討すべきと考えます。 当社としては、電気通信事業者の民間設備投資による経済効果とオークション収入の再分配による経済効果を比べると電気通信事業者の民間設備投資による経済効果のほうが勝っていると考えます。	オークションを導入しないことにより、大きな弊害が出ているのであれば問題ですが、現段階においては大きな弊害は出ていないと考えます。制度が導入されているいらないではなく、日本にとってオークションが望ましいかどうかを議論すべきと考えます。	オークションの導入の有無によって結果として何がかけ離れた状態になっているのか不明なため回答しかねます。
5	公正競争の確保や新規参入の促進のため、①落札可能周波数幅に上限を設けること②新規参入枠を設けることが提案されているが、それらに対する賛否。その他の方策の有無。	携帯電話サービスは、国民の重要なライフラインの一つであることを踏まえ、公正競争の確保、新規参入促進と同時に、サービスを安定的に提供できるようにすることも考慮しつつ、国民にとって適切な制度となるようご議論いただきたい。					
	①落札可能周波数幅に上限を設けること		賛成します。 どういう方式を導入するかによりますが、流れは高速化の方向に向かっており、参入する人は少しでも広い帯域幅を欲しがります。有限のリソースの配分であるので、ある程度の常識的な上限はあつてしかるべきと考えます。	経営資本が比較的潤沢ではない会社や新規参入事業者にとって、周波数オークションは不利であり、経営資本が潤沢な支配的事業者が周波数を独占する可能性があるため、競争セーフガードを設けるべきである。入札に競争政策上の制限(入札可能な周波数幅、特別枠等)を課す等の対策が考えられる。 例えば、2012年に予定されている英国の800MHz帯オークションでは、既存割当て周波数を含めたオークション落札可能周波数幅の制限が検討されている。	賛成:特に伝播特性に優れた1GHz以下のプレミアムバンドの保有者はその保有バンド幅に上限を設けるべきであると考えます(例:英国、ドイツの入札)。また、競争政策の一部としてトータルの保有周波数幅に上限を設けるべきと考えます(例:米国、英国)。	賛成	オークションを導入した場合、特に資金力のある特定事業者が絶対的に有利であり寡占状況となる恐れが高いため賛同します。
	②新規参入枠を設けること		反対します。 国内市場の競争状況を踏まえると、現行のMVNOの仕組みを活用することが適当と考えます。	新規事業者は参入が不利な立場にあるため、競争政策上の対策(新規事業者用の入札枠等)を講じる必要があると考える。	賛成:カナダでは市場占有率10%以下の事業者はset-aside枠で入札可能となっています。日本も同様な基準で新規・新興事業者枠を作るべきと考えます。	賛成	現在のMVNOの状況等踏まえて検討すべきであると考えます。
その他の方策の有無。		無し。		公正競争の確保のために、プレミアムバンドと言われる希少な周波数の保有者にネットワークシェアリング義務を課すべきであると考えます。	特になし	特にありません。	
6	再免許時のオークションについて、既存免許人が落札できなかった場合であっても、他の周波数や他の事業者に移行させれば、利用者に大きな迷惑はかからないのではないかと。	ご質問の前提条件がどのようなものかわかりかねますが、シンプルに考えると、再免許時に既存事業者が同一周波数帯域を落札できなければ、利用者は、他社に契約変更をするか、異なる周波数帯域のサービスに変更せざるを得なくなります。前者の場合、当該帯域を落札した新事業者は、その帯域を用いて十分なカバーレッジを確保するため相応の設備構築の時間をかけることになります。そのため、利用者は、ある日突然サービスを受けられなくなるだけでなく、以前と同様のエリアでサービスを享受できるようになるまで、相応の時間不便をこうむることになると考えます。一方、後者の場合、利用者の使用していた端末が異なる周波数帯域に対応していないこともありえるため、利用者によっては、端末の変更を余儀なくされることが想定されます。いずれにせよ、既存利用者に不利益を強いることになると考えられるため、再免許時の周波数オークションは行うべきではないと考えます。	事業者の移行については、現実的な課題が多く容易にできるものではないと考えます。利用者の意見に傾聴することが必要と考えます。	再免許帯域のオークションを実施する場合は、免許の割当て時期との関係で設備投資が無駄になる可能性が高いため、慎重に対応することを希望する。設備投資は通常10年以上の減価償却期間があるので、制度実施後この設備投資の期間を考慮して再免許時のオークションを実施すべきである。 他の周波数や他の事業者へ移行することは、弊社は難しいと考えており、諸外国で具体的な事例等があれば本懇談会で検討し、開示していただくことを希望する。	他の周波数や事業者への移行は、長い期間と膨大なコストがかかるため、困難なのではないかと考えます。事業の継続性の観点からも懸念が残るため、オークション導入国の事例は豊富にあることから、これら事例による慎重な議論を希望します。	再免許は概ね5年ですが、設備産業である電気通信において5年でコストを回収することは難しいと考えます。再免許時に再びオークションを行うのであれば、再免許の時期を延長する等の検討が必要と考えます。	複数の周波数帯域が割当てられていれば他の周波数へ移行させることも可能かも知れませんが、サービス同等性や端末の取り換え等課題は多いと考えます。また、当社のように単一の周波数帯で単一サービスのみを提供している場合はユーザを他社へ移行させざるを得ませんが、前述の課題に加えて、誰がそのコストを負担するのか、移行時のプランクはどのようなか等も課題は多く現実的とは考えられません。

7	オークションの実施方法に関して、①エリアカバー率の義務付け、②サービス開始時期の義務付け、③二次利用(転売、又貸し等)の禁止・制限、ついてどのように考えるか。						
	①エリアカバー率の義務付け	エリアカバー率については、一律の義務付けではなく、オークション対象となる周波数帯域や、隣接業務との関係などの諸条件を踏まえて、適切な条件を検討するべきだと考えます。また、二次利用については、商用システムを導入せずに転売するような行為には一定のペナルティを課すなど、適切な禁止、制限が必要だと考えます。	クリームスキミング防止の観点で一定の義務付けは必要と考えます。	オークションで獲得した周波数帯域は、比較審査時とは違い、投資回収のインセンティブが更に強く働くため、エリアカバー率及びサービス開始時期の義務付けの対応は慎重に検討するべきであると考える。	賛成: 投機的入札を防ぐために必要と考えます。ただし、現状以上の義務付け(5年で各総合通信局人口カバー率50%)は不要と考えます。	オークション対象の周波数について、用途や技術を自由にすべきという観点からは、義務付けは比較審査時とは違うものでも問題ないと考えます。特に、新規サービスの創出を考えると厳しい制限は好ましくないと考えます。	周波数有効活用の観点から、一定のエリアカバー率の義務付けは必要であると考えます。特にクリームスキミング防止の観点から割当てにあたっては地域分割ではなく全国バンドとするべきであると考えます。
	②サービス開始時期の義務付け		周波数有効活用の観点で義務付けは必要と考えます。		賛成: 投機的入札を防ぐために必要と考えます。		周波数有効活用の観点から、サービス開始時期の義務付けは必要であると考えます。
	③二次利用(転売、又貸し等)の禁止・制限		投機目的の転売は禁止すべきと考えます。又貸しについては、現行のMVNOの仕組みを活用することが適当と考えます。	二次利用に関しては、転売、又貸し等の利益目的等の利用は禁止または制限する対策を講じる必要があると考える。	投機的な入札を防ぐためには何らかの制限が必要と考えますが、本議論ではオークションで落札した電波に与えられる権利関係が明確化されることが必要と考えます。	公正競争の確保や新規参入の促進のための施策が、骨抜きにならぬよう二次利用(転売、又貸し等)の禁止・制限は、必要と考えます。	単なる転売や又貸しを目的とした入札がなされると落札額の高騰や、周波数を細分化しての転売を招くことから制限すべきであると考えます。
8	オークション対象の周波数について、用途や技術を自由にするべきという意見があるが、干渉防止や周波数の有効利用の観点も踏まえて、どこまで自由にするのが適当と考えるか。	隣接帯域との間で有害な干渉が生じないようにするためには、事前に技術的な検証を行なうことが必要なので、完全に自由化することは適切ではないと考えます。一方で、ICT分野については技術進化のスピードが極めて速いため、免許期間中に、より周波数利用効率の高いシステム、技術が新規開発・実用化される可能性が高いので、技術の将来拡張を踏まえた制限が必要になると思います。	電波監視やサービス継続性の観点から、用途については無線局の目的の範囲とすることが適当と考えます。技術中立性については、技術基準で規定される範囲であれば干渉防止(電波監視)の観点で許容できますが、周波数の有効利用を促進するために、これら技術の導入を何らかの形で課すことは必要と考えます。	オークション対象の周波数は、通信と放送の融合が進む中、用途及び技術(方式)を完全に自由にするのが望ましい。新規技術の開発等により、落札した周波数において周波数利用効率の良い技術の採用が考えられるが、隣接周波数を使用する事業者等と相互に調整し利用する必要がある。従って、制度上の制約は最小限にするべきである。	そもそも周波数の用途は、他国の無線通信網に対して有害な干渉を与え(又は受け)ないよう、国際電気通信連合(ITU)で定める無線通信規則(RR)の規定に基づく必要があります。また、日本国が締結した条約及び確立された国際法規を誠実に遵守する国際協調の点からも慎重に取り扱う必要があると考えます。技術は、混信を回避する観点から、情報通信審議会で干渉条件が検討された技術とすべきと考えます。	通信と放送の境目がなくなりつつある中、今までの枠組みではなく、通信とも放送ともとらえられるサービスなど多種多様なサービスが創出される可能性があると考えています。したがって、用途や技術による区分けは設けないほうがよいと考えます。ただし、電波の有効利用の観点からも、干渉防止として事業者間の調整等のスキームは必要であると考えますが、必要最低限にとどめるべきと考えます。	周波数の有効利用のためには一定の利用目的や用途・技術の必要最小限の制約は必要であると考えます。なお、新技術を導入する際に現在では検討開始から法改正まで相当期間を要しているが、その期間の短縮等弾力的な運用を検討して頂きたいと考えます。
9	オークションが導入されているインドの携帯電話事業者に出資を行っているが、オークションがあることによりどのようなメリットやデメリットがあるか。経験を踏まえて具体的に説明して欲しい。	インドの3G周波数オークションでは、実際に落札金額が高騰し(デリー、ムンバイでは開始金額の10倍超)、その結果、高い落札金額がオペレータに重い負担となっております。					

質問事項への回答【東日本電信電話(株)】

番号	質問	回答
1	オークションの対象とした場合、ルーラル用無線局や災害対策用無線局にどのような影響があると考えているのか。	ルーラル用無線局や災害対策用無線局は、通常の市場活動を超えた、競争原理が働かない無線局です。このような無線局を周波数オークションの対象とした場合、あまねく日本全国におけるサービス提供が出来なくなる可能性があります。
2	ユニバーサルサービス向けに部分的に使用している無線をオークションの適用外とすることの論拠をお示しいただきたい。 条件不利地域におけるユニバーサルサービスには基金より補助が出ていますので、ユニバーサルサービスに使用されていることが、ただちにオークションの適用外とする理由にはならないと考えられます。	離島・山間部など条件不利地域は、競争原理が働かないエリアです。そのため、このようなエリアに対する周波数オークション導入による経済的メリットは無いと考えます。したがってルーラル用無線局につきましては、周波数オークションの対象から除外することが適切と考えます。
3	すでに大多数の先進国ではオークションが導入されている（OECD加盟34国のうち30国、世界全体195国のうち計53国が導入済み（出典：本懇談会資料2-1））こと、すなわち日本の実情が海外の大勢とかけ離れた状態にあることについて意見、コメントがあれば伺いたい。その際、貴社の立場、加入者・視聴者等の立場、通信産業の立場、情報通信（放送を含む）産業全体の立場、日本経済全体の立場など貴見の前提（があればそれ）を明示していただきたい。	周波数オークションは日本の電波産業の発展のための手段の一つと考えます。そのため、電波利用料制度など関連する他制度などを含めた幅広い視点での総合的な検討をおこなう必要があり、電波産業の発展を実現することが重要と考えます。
4	諸外国の状況から考えてオークションの基本的な制度設計を行うことは必要と思いますか、不要と思いますか。 不要と思う場合は、理由を述べてください。	上記と同様、関連する他制度などを含めた幅広い視点での総合的な検討をおこない、電波産業の発展を実現することが重要と考えます。 そのため、総合的な検討の結果として、周波数オークションの基本的な制度設計を行うことが必要であるかを見極めるべきと考えます。
5	オークションを行うことで研究開発資金という一番弱いところにしわ寄せが来るという可能性があるが、オークションと研究開発の関係についてどのように考えるか。	周波数オークションにより免許人の負担増が発生した場合、公平かつ安定的なサービス提供が難しくなること、および研究開発含めサービス高度化の抑制となる可能性が否定できないと考えます。

質問事項への回答【(株)ケイ・オプティコム】

番号	質問	回答
1	<p>パブリックコメントではご提案がなかったが、「論点案」についてお考えをお聞かせ願いたい。</p>	<p>1. 導入目的 2. 払込金の法的性格 3. 収入の用途 「何のためにオークションを行うのか」が、まず重要と考えますので、諸外国の事例と国内事情を勘案のうえ、十分検討頂きたいと考えます。 但し、少なくとも、歳入確保のために行うべきではなく、オークションにより、有限希少な周波数の有効活用が図られるかの視点が重要と考えます。 そのうえで、定義された導入目的に応じて、各論点を検討していくことが適当と考えます。 なお、論点案の導入目的の例示にあります「国民共有の財産を国民全体のために活用」は、オークションに限ったものではなく、周波数利用全般に当てはまるものと考えますので、その点申し添えます。</p> <p>4. 対象範囲 再免許時は、如何なる導入目的のもとでも、事業継続性の観点から、オークションの対象とすることは相応しくないと考えます。 特に、モバイル事業用の周波数を対象とする場合、それを活用するMVNOの事業継続も危うくなります。</p> <p>5. 制度設計 モバイル事業用の周波数割当て時に、オークションを実施する場合の制度設計においては、国民の共有財産である有限希少な周波数の有効活用が十分図られるよう、次の点を盛り込むことが必要と考えます。 ①入札額だけでなく、事業性も十分考慮して事業者選定を行うこと ②次に例示するような、新規事業者の参入等、競争を促進する仕組みを設けること ・既存の周波数割当事業者と、オークションによる周波数割当事業者との間のイコールフットイングを担保する等、周波数割当てを受けての新規参入インセンティブが働くような仕組み ・オークション時に、MVNOへの開放を義務付ける等、MVNOの参入促進のための仕組み</p> <p>6. 二次取引 周波数が投機対象となる可能性があり、そもそも好ましくないうえ、それがモバイル事業用の周波数であった場合、MVNO事業の予見性を損なうことにもなりかねないため、規制が必要と考えます。</p> <p>7. 電波利用料制度との関係 オークションによる周波数割当事業者に対して、例えば、最初の免許有効期間内の電波利用料を免除する等、少なくとも、落札額と電波利用料の二重負担が生じないような措置が必要と考えます。</p>
2	<p>諸外国の状況から考えてオークションの基本的な制度設計を行うことは必要と思いますか、不要と思いますか。 不要と思う場合は、理由を述べてください。</p>	<p>オークションの実施可否を考えるうえで、オークションの基本的な制度設計を進めることは有用であると考えます。 なお、弊社としましては、オークション実施により、結果して豊富な資金力やノウハウのある少数の特定事業者による周波数独占が生じることを懸念いたしますので、新規事業者への周波数割当、周波数を割り当てられない事業者への開放について、基本的な制度設計のなかで、予め十分な措置を講じて頂くよう要望いたします。</p>
3	<p>オークションを行うことで研究開発資金という一番弱いところにしわ寄せが来るという可能性があるが、オークションと研究開発の関係についてどのように考えるか。</p>	<p>オークションによる落札額の高騰が見込まれる場合、その資金捻出のため、研究開発資金はもとより、事業化資金にも、しわ寄せが生じると考えます。 オークションは、研究開発のみならず、企業活動全般に影響を与え得るものですので、落札額が高騰することのないような仕組みとして頂くことが重要と考えます。</p>

質問事項への回答【日本通信(株)】

番号	質問	回答
1	パブリックコメントではご提案がなかったが、「論点案」についてお考えをお聞かせ願いたい。	周波数オークションに関する懇談会並びに総務省殿実施の提案募集において、論点は網羅されているものと考えます。
2	携帯電話にオークションを導入した場合、新規参入や新サービスの促進につながると考えるか。	<p>2000年の欧州3G用周波数に対するオークション、2010年のドイツ・LTE等に対するオークション落札金額が1000億円またはそれを優に超える金額であったことを考慮すると、周波数オークションの実施が事業実施主体(携帯電話事業者)に大きな経済的負担を課すことは明確であり、新規参入の促進にはならないと考えます。</p> <p>事実、これらのオークションで新規参入した事業者は香港ハチソン社のみであり、かつ、香港ハチソン社の当該事業は未だに黒字転換できない状況にあります。この前例からも、少なくとも携帯電話事業においては、周波数オークションは新規参入の促進につながらないと言えます。</p> <p>この点に加えて、上述のような高い落札金額を自己のキャッシュフローで賄える企業はわずかであり、そのような企業においてもフリーキャッシュフロー確保の観点から、設備投資や開発投資が抑制されることは明確であり、新サービス促進も図られないと考えられます。</p> <p>携帯電話事業者は、最終的にオークション費用を利用者に転嫁する可能性が高いと考えられますが(注)、その場合であっても、事業者はオークション費用を一時的に立て替える必要があるため、結局、他の投資活動が抑制される結果となることは明らかなです。</p> <p>携帯電話事業政策全般として取るべき姿は、周波数オークションの導入よりは、むしろ携帯電話事業者サービスエリアや通信キャパシティの充実を一層図らせしめる施策を採り、それと相俟って、MVNOのようなサービス事業者の参入促進により、新サービス導入を加速する方策を採るのが、最も効率的であると強く確信します。</p> <p>(注) 周波数落札金額をはるかに下回ると思われるユニバーサルサービス料を利用者に転嫁している事実が存在します。例えば、NTTドコモ殿の場合、年間のユニバーサルサービス料は約42億円(7円×12ヶ月×5000万契約)で、その年間営業利益約8,000億円よりはるかに少ない金額ですが、ユニバーサルサービス料を利用者に転嫁しています。</p>
3	携帯電話にオークションを導入した場合、MVNO事業にどのような影響があると考えるか。	MVNO事業は、行政の政策方針、及び総務大臣裁定によって実現し、価格の低廉化及びサービスの多様化によるサービス競争がスタートしました。しかし、MVNO事業の進展とともに、携帯事業者との間の新たな課題が現出してきており、これを如何に迅速に解決を図るかが重要になっています。携帯事業者が独占的な力を持っている今日、事業者間では解決できない課題が多いことは、MVNOに関して総務大臣裁定によらなければ解決に至らなかった事実からも明らかなです。このような状況下、周波数をオークションで事業者売却すれば、行政による方向付けや仲介・介入が難しくなり、市場競争の促進や新サービス導入が遅れることは明白です。即ち、周波数オークションの導入は、サービス競争促進を使命とするMVNO事業の活性化に大きな足枷になると考えます。

<p>4</p>	<p>オークションの実施によって消費者にとって不利益が生じるというのは、一般的にあり得ることかもしれないが、合理的な事業者であればきちんとした経営判断がなされ、さらに市場において適正な競争がなされていれば、消費者に不利益を転嫁されることはない、ということにもなると考えられる。このような考えに対する反論をお考えいただきたい。</p>	<p>このご質問は、合理的な事業者が周波数オークションに対してどのように振舞うかという問いと共に、特に我が国の携帯電話事業会社において、合理的な経営がなされているかという問いを伴います。</p> <p>まず、前者については、次のように考えます。</p> <p>合理的な事業者は、その企業価値の最大化を図るために、①株主資本の額、②それ以外の資金調達額(負債等)、③顧客からの収入から構成される利用可能な資金を、④企業運営上の経費(設備投資や開発投資、販売奨励金等)、⑤当該企業の株主への分配、⑥役員社員の報酬にどう分配するかを考えます。周波数オークションによる費用が発生した場合、当該企業が利用できる資金額に比べてその費用が僅少でない限り(注)、合理的な事業者は、上記①から③の資金調達方法を考えると共に、④から⑥への資金配分を変更することを試みます。その場合、一般論として、①から③の特定の分野のみの増額で対処するとは考えにくく、また、④から⑥の特定の分野のみ減額することも考えにくいと思われます。</p> <p>即ち、周波数オークションの帰結として、合理的な企業経営者は、上記①から⑥のすべて、またはほとんどを調整し、その一部として、オークション費用の一部を顧客に転嫁する蓋然性が極めて高いと考えられます。</p> <p>(注)上記2項の(注)で述べたユニバーサルサービス料の例からわかるように、数十億円の金額であっても、事業者は利用者に価格転嫁しています。携帯電話事業の場合、周波数オークション落札額はこの水準より高いと見込まれ、落札額は、明らかに僅少な金額であるとは言えず、最終的に、落札額の有意または相当な部分が利用者に転嫁される可能性が高いと類推されます。</p> <p>次に、後者の問いについては、以下のよう考えます。</p> <p>海外の携帯事業者においても種々の例が存在しますが、我が国の携帯電話事業においては、以下の事象が発生していました(例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> －我が国独自の高機能・高価格な携帯電話端末の販売を継続して実施してきた事実。このような高機能携帯電話端末の機能の大半は使われない事実(注)を知りながら、第3世代移動通信方式(3G)によるサービスが開始されて以来10年以上にわたって、未だにこの無駄な経済投資が改善されていないこと。 (注)我が国で販売されてきた国産の携帯電話に搭載されているCPUは、その殆どが高性能・高価格のCPUであり、画面遷移の速いゲーム等に利用しない限り不必要なCPUであることは広く知られている事実であり、端末価格上昇の一因となっています。 －少数派(minority)であることが自明であったにもかかわらず、米国方式(cdmaOne/2000)を採用し、GSM/W-CDMA陣営に比べて、端末価格の高騰や国際ローミングの制約などを容認してきた事業者が存在すること。 －ネットワーク設備投資を徹底的に抑制し、かつ古い技術のみ(例えば、無線エリアセクター化技術を採用していない)を適用し、その結果として、サービスエリアの狭小化や通信速度の極端な低下を容認している事業者が存在する事実。 －企業価値向上の観点から、実質的に利用可能なネットワーク設備(我が国の場合、PDC)はより長期に渡って使用すべきと考えるのが海外の通例であるところ、かかるネットワーク設備を保有しているにもかかわらず、新たな方式(3G)の導入を急ぎ、結果的に企業価値の毀損と利用者利便性の低下を招いた事業者が存在する事実。 －マイノリティ投資が有効だと信じて、巨額資金を海外事業者に投資し、巨額の損失を招いた携帯電話事業者が存在し、未だにマイノリティ投資戦略を継続している事実。 <p>以上の事実例から、我が国の携帯電話事業者並びにその経営者が、合理的な行動を取る可能性は高くないと考えられます。</p> <p>以上2点から、オークションコストはかなりの金額または有意な部分が利用者に転嫁され、利用者の利便性が損なわれる結果を招くことは明白です。</p> <p>なお、ご質問の中にある「市場において適正な競争がなされていれば」の部分については、現在の市場競争が適正な状態ではないことは明らかであり(これは、現在開催中の「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」での各社のご発言からも明白です)、また、仮に適正な市場競争がなされている環境であったとしても、合理的な経営者が、オークションコストの一部を利用者に転嫁する行為を回避する論拠にはなり得ないことから、オークションによる利用者の不利益は変わらないと考えます。</p>
----------	--	--

5	<p>オークションを行うことで研究開発資金という一番弱いところにしわ寄せが来るという可能性があるが、オークションと研究開発の関係についてどのように考えるか。</p>	<p>上記4項で述べたとおり、また、当社経営陣の経験から、研究開発費が削減される可能性は高いと考えます。</p>
6	<p>諸外国の状況から考えてオークションの基本的な制度設計を行うことは必要だと思いますか、不要だと思いますか。 不要と思う場合は、理由を述べてください。</p>	<p>ヒヤリングの場で申し上げた各種の理由・背景、また、無形資産を自由に売買する経験が浅い我が国において、周波数オークション制度は馴染まない制度であると考えます。従って、少なくとも当面の間はその制度設計も不要であると考えます。</p>
7	<p>周波数オークションの制度設計において、免許の付与条件にMVNOへの開放を義務付けることで、結果としてオークションの価格の高騰を防ぎ、MVNOの振興にも寄与すると思われる。にも関わらず、オークションの導入に否定的なのはなぜか。</p>	<p>有形・無形の資産に関わらず、資産を売却(または賃貸)したら、その付帯義務は実効的に効力を失う(または効力が制限される)事例が多々あることは広く知られているところです。売却した資産に種々の制約を設けること自体に無理があり、従って、MVNO義務化を条件付けしたとしても、うまく機能するとは思えません。MVNOへのネットワーク開放は、その一面として、サービスの新規開発や営業活動の”アウトソーシング”の性格を有するものであり、その結果としてMNOに利益をもたらすものであるにも関わらず、MVNOへのネットワーク開放が円滑に進まない現実が存在する中、MVNOの義務化によってオークション価格の高騰を防げるとも思えません。MVNOの振興と周波数オークションの導入は本質的に別課題であり、両者を結びつけること自体に飛躍があると考えます。</p>

質問事項への回答【スカパーJSAT(株)】

番号	質問	回答
1	<p>ご提案では、衛星システムにオークションを適用すべきでないとして、理由を4つ挙げられています。それらを敷衍してご説明ください。</p>	<p>(1) 利用可能権益の流動性 衛星システムに用いる電波は、広域性・国際性を特徴に持ち、ビームの照射範囲は日本だけでなく広く外国も含むため、電波法等の国内法に基づく手続きに加えて、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、ITUが定める無線通信規則に基づき、外国の無線局との周波数調整が必要。その調整結果によって、衛星システムに割り当てられた周波数の利用条件は変化することとなるため、対象とする周波数のオークション時点での利用可能権益を、国が長期間に亘り保証することは困難。</p> <p>(2) サービス提供(周波数利用)の不確実性 衛星システムの周波数調整には先着優先(first come, first served)の原則があり、その使用可能性は他国を含めた申請の状況及び他国間の周波数調整の状況によるところも大きく、不確実性がある。そのため、仮に国内のオークションで周波数の使用权を獲得しても、国際周波数調整の観点から実際にサービスを提供できるか否かは不確実。</p> <p>(3) 使用開始期限の制約 ITUに対する衛星システムの申請には使用開始期限があり、使用開始期限までにサービスを開始できない場合、その使用权は失われる。仮に周波数調整によって使用可能性のある程度確実にしようとする場合、周波数調整及びオークションのプロセスを経て、期限内に衛星の製造、打上げを行なうことは極めて困難。</p> <p>(4) 国際環境における競争条件 オークション制度は、世界195ヶ国のうち53ヶ国が導入済み(出典:懇談会資料2-1)であるが、衛星システムに関しては、欧米等衛星利用先進国を含む諸外国でも、(1)～(3)等の観点から、周波数オークションを導入している事例はほとんどない。その意味では、衛星システムに関しては、オークションの対象としないことが世界の趨勢であり、仮にわが国が導入すると、国内事業者のコストが相対的に上昇する等の理由から、国内事業者及び国内衛星産業の国際競争力が著しく損なわれる恐れがある。</p>
2	<p>ご提案において「衛星システムに関して周波数オークションを導入している事例はほとんどない」と述べられているが、オークションを導入している国、していない国が具体的に分かれば、ご教示いただきたい。</p>	<p>“Space News”が公表している、売上上位の衛星オペレータが在る20カ国(*)について調査しましたが、衛星システムに関してオークションを実施したことがある国は3カ国(米国、オーストラリア、ブラジル)、未実施の国は12カ国、言語の問題等から不明な国は5カ国となっております。</p> <p>米国に関しては用途が、Direct Broadcast Satellite Service(DBS)及びDigital Audio Radio Service(DARS)であり、国内の利用に閉じていて、他国と周波数調整を行う必要がほとんどなく、自国で利用条件を概ね決定できる帯域において実施されています。また、オーストラリアに関してもDBSにおいて実施されており、いずれも弊社が使用する固定衛星通信用の帯域とは異なるものです。</p> <p>ブラジルに関しては、固定衛星通信用の帯域について、オークションが実施されていますが、オークション実施の背景等は不明です。</p>
3	<p>すでに大多数の先進国ではオークションが導入されている(OECD加盟34国のうち30国、世界全体195国のうち計53国が導入済み(出典:本懇談会資料2-1))こと、すなわち日本の実情が海外の趨勢とかけ離れた状態にあることについて意見、コメントがあれば伺いたい。その際、貴社の立場、加入者・視聴者等の立場、衛星通信産業の立場、情報通信(放送を含む)産業全体の立場、日本経済全体の立場など貴見の前提(があればそれ)を明示していただきたい。</p>	<p>無線システム全体としては、海外の趨勢とかけ離れていることよりは、むしろ安定的・継続的なサービス提供及びサービスの質の向上につながる制度であることが必要と考えており、オークション導入については、海外の動向も踏まえ、またわが国の事情に合わせて、十分分析・検討を行うべきと考えます。</p> <p>また、世界195ヶ国のうち、53ヶ国がオークションを導入しているとのことですが、衛星通信産業の立場から述べると、衛星システムについては、弊社が把握している範囲では、わずか3ヶ国においてしかオークションを実施しておりません。衛星システムについては、オークションを導入していないことが世界の趨勢であり、わが国がオークションを導入していないことは妥当であると考えます。</p>
4	<p>諸外国の状況から考えてオークションの基本的な制度設計を行うことは必要と思いますか、不要と思いますか。 不要と思う場合は、理由を述べてください。</p>	<p>3でも述べたように、制度としては、安定的・継続的なサービス提供及びサービスの質の向上につながるものであることが必要と考えており、その意味ではオークションの制度設計の要否にこだわらず、柔軟に制度を分析・検討することが必要と考えます。</p> <p>なお、衛星システムに関しては、ヒアリング時に述べた4点の理由から、そもそもオークション制度は馴染まないと考えることから、制度設計は不要と考えます。</p>
5	<p>オークションを行うことで研究開発資金という一番弱いところにしわ寄せが来るという可能性があるが、オークションと研究開発の関係についてどのように考えるか。</p>	<p>オークションの実施により落札額が高騰すると、事業者はより一層のコスト削減努力を強いられることになり、研究開発予算も削減対象として影響を受ける可能性が考えられます。その場合、サービス品質・技術の向上等に影響を与え、さらには国際競争力も含めて産業全体の衰退を生じさせる恐れもあると考えられることから、その観点からも、オークションの導入は慎重に検討を行うべきと考えます。</p>

(*)米国、オーストラリア、ブラジル、フランス、ルクセンブルグ、ロシア、サウジアラビア、中国、カナダ、シンガポール、香港、ノルウェイ、韓国、マレーシア、インドネシア、スペイン、インド、タイ、メキシコ、イスラエル

質問事項への回答【日本放送協会】

番号	質問	回答
1	パブリックコメントではご提案がなかったが、「論点案」についてお考えをお聞かせ願いたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・先般のパブリックコメントは、論点案への追加等の提案を求めるものと理解したので、特に意見は出しませんでした。現在示されている論点自体に、特に追加等を求める考えはありません。 ・当懇談会において、ここで示されている論点全般にわたり、透明で詳細な検討がされるよう、要望します。
2	すでに大多数の先進国ではオークションが導入されている（OECD加盟34国のうち30国、世界全体195国のうち計53国が導入済み（出典：本懇談会資料2-1））こと、すなわち日本の実情が海外の大勢とかけ離れた状態にあることについて意見、コメントがあれば伺いたい。その際、貴社の立場、加入者・視聴者等の立場、放送産業の立場、情報通信（放送を含む）産業全体の立場、日本経済全体の立場など貴見の前提（があればそれ）を明示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・「195国中53国」という数字は数字として、電波の利用については国によりさまざまな事情があると思われます。 ・日本について言えば、世界の中でも自然災害による被害がとりわけ多い国であり、いづどこで起こるかかわからない災害情報を迅速に伝える手段として、電波が国民共有の公共的な資源であるとの認識が欧米諸国に比べ、より国民に浸透しているものと考えます。 ・また、日本は山谷が多く電波が飛びにくいことから、電波を中継するためにより多くの周波数を使用することが必要です。たとえば、米国と日本のデジタル放送で使用している周波数を国土の面積比を考慮して比較すると、日本の周波数は米国の100倍過密な状態にあり、同一チャンネルや隣接チャンネルの混信など、より厳しい条件下での運用にならざるを得ない状況にあります。このため、国が責任を持って周波数を割り当て、管理していく必要性が、米国に比してより強いという事情も考慮する必要があると考えます。 ・このように、電波環境において日本は日本なりの固有の事情があることから、日本がオークションを実施していないことで、一概に海外からかけ離れている、もしくは遅れていると言うことはできないと考えます。
3	国にどう貢献しているかという観点から、政府がオークションにより一時的にあるまとまった収入を得ると、電波利用料により毎年一定量の料金を徴収するのとではどちらがいいと考えるか。またその理由を示してください。	<p>（NHKが使用する周波数はオークションにはなじまない、という考えを申し上げているので、そういう立場で、どちらがいいと考えるかという問いには答えにくいですが、その上であえて申し上げれば、）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許人として、公共の電波を使用して社会や国民にどう還元し貢献しているか、ということについては、希少な電波を利用するのにふさわしい、社会的に有用で公共性の高い目的・内容のサービスを実施することで広く社会に貢献する、という点が基本であると考えます。 ・電波利用料制度は、電波利用に関わる費用を免許人自らが拠出して賄う制度であると理解しています。 ・電波利用料に代えて、あるいは電波利用料とともに、政府がオークションにより一時的にまとまった収入を得ることは、周波数オークション制度導入の目的や必要性に直結した論点であるとともに、電波の利用者に上述の貢献を超えてどこまで政府や公共に対する貢献を求めるかということだと考えます。今後、電波の使用目的を緩和し、経済性も重視する考え方を仮にとつていくとした場合には、その中で、金銭的な貢献度合いも考慮に入れることがふさわしいような分野も、一般論としてはありえないことではないと考えます。
4	オークションを行わなくても、透明性や公平性は十分確保されると考えますか。	<p>オークションは、透明性や公平性を追求する一つの方法だと思いますが、オークションを導入しない場合でも、免許制度の下で、手続きや情報公開のあり方等によって、適切な透明性や公平性を確保する方法はありうるものと考えます。</p>

質問事項への回答【社団法人日本民間放送連盟】

番号	質問	回答
1	公共性という意味では、通信事業をはじめ、他にも公共性が高い公益事業は多いのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の事業形態が果たす公共的役割や、その公共性についてコメントできる立場にはありません。 ● 放送事業は、言論・報道機関として国民の知る権利に応え、健全な民主主義社会の発展に寄与するものです。また、非常災害時などにはライフラインとして情報伝達を行い、国民の生命・財産を守る役割を果たします。 ● 憲法に定められた言論・表現の自由を、電波を用いた放送によって体现するにあたり、放送法は、放送を公共の福祉に適合するよう規律し、その健全な発達を図ることを目的としています。さらに、放送の計画的普及および健全な発達を図るため、「基幹放送普及計画」を定め、これに基づく必要な措置を講ずると規定されています。 ● これが基幹放送に周波数を確保すべき理由であり、放送の公共性に対する説明でもあります。
2	放送の「公共性」以外に、放送に対して周波数オークションを適用することに反対する理由はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送番組の伝送を行う事業者の選定にあたり、周波数利用を入札金額の多寡で決めることは問題があると考えます。 ● 基幹放送を行う民放事業者は、キー局／準キー局／ローカル局を問わず、それぞれが正確で迅速な報道、健全な娯楽の提供、教育・教養の進展などに取り組み、その実績を積み重ねることにより、国民視聴者の評価や支持を得てきました。ハード／ソフト一体の地上放送（特定地上基幹放送局）の免許審査は、こうした実績を踏まえて行うことが国民の利益に適うものと考えており、経理的基礎を確認することは必要としても、入札金額の多寡で判断すべきではありません。
3	放送用に周波数を確保することが政府の責務であることと、放送事業を行うことを希望する者のうち誰が当該周波数を用いるかを定めるためにオークションを用いることは必ずしも矛盾しないのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● ハード／ソフトを分離した免許／認定の形態であっても、この認識は変わりません。仮に周波数オークションの導入により、ハード事業者（基幹放送局提供事業者）の電波利用コストが高騰する場合には、その経費は間接的にソフト事業者（認定基幹放送事業者）に転嫁されることになり、報道取材や番組制作に多大な悪影響を及ぼすこととなります。これは、国民視聴者の利益を損なうものと考えます。
4	周波数の配分にオークションが導入された場合、具体的にどのような困難が予想されるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 周波数オークションが導入された場合、入札額が営利事業として成り立つ範囲内かどうかの判断は非常に難しいものと考えます。 ● 営利事業として成り立つとの判断が、ハード事業者（基幹放送局提供事業者）の判断に重点を置いて行われた場合、そのハード事業者に番組伝送を委託するソフト事業者（認定基幹放送事業者）や、競願を含めた他の放送事業者の判断と異なり、著しく高い入札金額になる可能性もあると考えます。この場合、当該チャンネルの番組内容や質が低下したり、十分な報道体制が確保できなくなったりして、基幹放送が果たすべき役割が損なわれるのではないかと危惧します。
6	放送事業用無線局は、放送と一体不可分だとしても、電波法上、他の無線局と異なる扱いはされていない。オークションの対象外とする理由にはならないのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送事業用無線局は放送と一体不可分であり、報道取材や放送番組制作に不可欠ですので、そうした位置付けに見合った制度が望ましいと考えます。 ● 電波法上の無線局の「種別」が同じ固定局や移動局であっても、放送事業用、電気通信事業用、消防用などの「目的」によって、その性格は大きく異なります。これを踏まえて制度設計すべきものと考えます。
7	すでに大多数の先進国ではオークションが導入されている（OECD加盟34国のうち30国、世界全体195国のうち計53国が導入済み（出典：本懇談会資料2-1））こと、すなわち日本の実情が海外の大勢とかけ離れた状態にあることについて意見、コメントがあれば伺いたい。その際、貴社の立場、加入者・視聴者等の立場、放送産業の立場、情報通信（放送を含む）産業全体の立場、日本経済全体の立場など貴見の前提（があればそれ）を明示していただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間放送事業者の立場から意見を申し述べます。 ● 一般論として、電波政策は各国固有の事情や歴史があるため、国際的に一律なものである必要はないと思います。 ● もちろん、先行国の事例は参考になると思いますが、慎重に検討したらいかがかと考えます。

8	<p>国にどう貢献しているかという観点から、政府がオークションにより一時的にあるまじき収入を得るのと、電波利用料により毎年一定量の料金を徴収するのとではどちらがいいと考えるか。またその理由を示してください。</p>	<p>● オークションと電波利用料制度との優劣が、国の収入形態によって比較できるものかどうかを含め、判断がつかかねます。なお、免許人が毎年納めている電波利用料は、電波利用共益費用として国の事業に充てられており、大切な役割を果たしているものと認識しております。</p>
9	<p>オークションを行わなくても、透明性や公平性は十分確保されると考えますか。</p>	<p>● 比較審査による周波数割当においても、公平性・透明性は十分確保されてきたものと考えております。</p>

質問事項への回答【一般社団法人日本コミュニティ放送協会】

番号	質問	回答
1	パブリックコメントではご提案がなかったが、「論点案」についてお考えをお聞かせ願いたい。	6月17日にヒアリング資料によりご説明した内容と同じとご理解願います。
2	すでに大多数の先進国ではオークションが導入されている（OECD加盟34国のうち30国、世界全体195国のうち計53国が導入済み（出典：本懇談会資料2-1））こと、すなわち日本の実情が海外の大勢とかけ離れた状態にあることについて意見、コメントがあれば伺いたい。その際、貴社の立場、加入者・視聴者等の立場、放送産業の立場、情報通信（放送を含む）産業全体の立場、日本経済全体の立場など貴見の前提（があればそれ）を明示していただきたい。	先進国では、我々のような小出力のFMラジオは、寄与等で賄われる非営利団体形態で運営されているケースが多いと承知しております。これらの局に対して、周波数オークション制度が適用されているのかどうかは、承知しておりません。
3	国にどう貢献しているかという観点から、政府がオークションにより一時的にあるまとまった収入を得るのと、電波利用料により毎年一定量の料金を徴収するのではどちらがいいと考えるか。またその理由を示してください。	コメントは控えさせていただきます。
4	オークションを行わなくても、透明性や公平性は十分確保されると考えますか。	十分確保できると考えます。

質問事項への回答【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】

番号	質問	回答
1	<p>ご提案では、「オークション導入が新サービスや新産業、雇用の創出を妨げる懸念」があるとされているが、その根拠は何か。オークションが導入されている諸外国において、そのような実態があるのか。</p> <p>逆に、たとえば携帯電話端末の世界市場において我が国のメーカーが苦戦しているが、オークションが導入されていない我が国は、オークション導入済みの諸外国と比べ、新サービスや新産業の創出がより進んでいると言えるのか。</p>	<p>根拠は、オークションでは落札価格が高騰することがよく起こることである。2000年の欧州において、3Gオークションの落札価格が高騰した結果、事業者が経営危機に陥り、欧州での3Gサービス導入、産業化が遅れた事例がある。最近も「周波数オークションに関する懇談会（第3回）」において、NTTDコモ様より、インドにおいて落札価格が高騰したため、サービス不可エリアが発生した、との報告があった。</p> <p>オークションが導入されていない我が国では、世界に先駆け3G携帯電話が商用化され、加入者は1億1千万人以上(2011/3)であり、着うた、カメラ、ワンセグ、GPSナビ、お財布携帯等の新サービスが創出された。</p> <p>オークションと国際競争力とは直接の関係はない。各メーカーとも、海外展開に努力してきたが、苦戦している理由として、大きく2点あげられる。</p> <p>① 日本市場の高度な要求仕様に対して、グローバル市場はシンプルな端末を望んだ点。 ② 海外メーカーと比較して、営業拠点がなく、販売網が弱い点。</p> <p>オークション導入は、新サービスや新産業の創出に直接つながるものではない。逆に、オークション費用負担が、通信料金の低減、携帯電話端末機器価格の低減、新サービス創出、品質向上などを抑制する要因となりうる。</p>
2	<p>意見募集において、「我が国では、免許がとれそうにないと研究開発に取り組まないという傾向がある。周波数オークションを導入すれば落札する気になれば、研究開発を先行できる。米国では電波分野でも多くのベンチャー企業が存在し、それぞれ独自の技術開発を続けている。」(個人6)旨の意見が提出されているが、オークションと研究開発の関係についてどのように考えるか。</p>	<p>オークションによる費用負担は、企業の研究開発投資の抑制を招く恐れがある。資金力に余裕のないベンチャー企業は、オークションの落札は難しく、オークション導入とベンチャー企業による技術開発は、直結しないと考えられる。別途、ベンチャー企業育成のための優遇制度などが必要になると思われる。</p>
3	<p>オークション導入により、通信機器メーカーにどのような影響があると考えるか。</p>	<p>オークション落札価格が高騰し、事業者の負担が増えると、研究開発の縮小、設備投資の縮減の懸念がある。結果として、通信機器メーカーへの発注が減り、メーカーの先行投資や生産の縮小などに影響がある。国際競争力の低下など、産業成長を阻害し、市場の停滞や縮小を招く恐れがある。</p>
4	<p>ご提案では「ナショナルセキュリティの視点では、我が国の通信事業者が運営するネットワークであることが望ましい」とされているが、その理由は何か。</p>	<p>東日本大震災では、多くの通信事業者の設備が被災し、大規模な情報断絶が発生した。日本国民が安心・安全に通信するために、無線通信の重要性が増しており、自営公共通信だけでなく、公衆電気通信も防災、安全面から重要なことが再認識されたところである。</p> <p>我が国の災害対応、復旧、復興、防災対策などの活動は、海外より我が国の通信事業者の方が期待できる。</p>
5	<p>オークションの実施によって消費者にとって不利益が生じるというのは、一般的にあり得ることかもしれないが、合理的な事業者であればきちんとした経営判断がなされ、さらに市場において適正な競争がなされていけば、消費者に不利益を転嫁されることはない、ということにもなると考えられる。このような考えに対する反論をお考えいただきたい。</p>	<p>オークション落札価格が高騰し、事業者の負担が増大した場合、落札周波数で提供されるサービスの最終受益者(=消費者)に、相応の負担を求めることには合理性がある。消費者は、上記を承知した上で、提供されるサービスと料金を考慮し、事業者を選択することになる。</p> <p>合理的な事業者であればきちんとした経営判断をし、経営努力によってオークション追加コストを何らかの方法で吸収することを考える。すなわち支出を減らすか、収入を増やすかである。</p> <p>支出を減らす方法は、先行投資を抑制することや納入業者からの納入価格を下げることであり、その結果、ますますコスト重視となり、機能や性能面での特徴をもったサービスを見送ってでも低コストが要求され、サービスエリアやトラヒックの余裕度もその時点でのぎりぎりのレベルになってしまい、大きなトラヒックを必要とする次世代のアプリケーションを支えるインフラとして、不十分なものとなる可能性がある。これは、消費者の不利益に他ならない。</p> <p>収入を増やす方法は、消費者の囲い込みをしつつ料金体系を工夫して実質収入を増やす方法である。ユーザー数を増やすことが困難な国内市場においては、見かけ上の通信料金単価は抑えつつ、実質的な料金収入を増やすことしかできない。これも実質的に消費者にとって不利益である。</p> <p>オークションに伴う追加コストはそのまま経営に影響を与える。追加コストを賄うために、消費者が支払う通信料金が充当されることには変わりはない。消費者にとっては、追加的な負担は何らかの形で消費者に還元されるべきと考えるのが普通と考えられる。この場合、電波を利用するすべての消費者に還元する形とすることが望ましい。</p> <p>合理的な事業者であれば、経営判断の結果入札しないことを選択することもあり得る。これが既存事業者による(再免許時オークション想定)判断であれば、既存サービスが停止されることにもつながりかねない。この場合、消費者にとっては著しい不利益となる。</p>
6	<p>諸外国の状況から考えてオークションの基本的な制度設計を行うことは必要と思いますか、不要と思いますか。</p> <p>不要と思う場合は、理由を述べてください。</p>	<p>諸外国の状況に縛られる必要はないが、各国がオークションを導入した背景、目的、理由は調査する必要がある。また、どのような制度設計になっているかは把握しておく必要がある。</p> <p>我が国では、現制度でも稠密に電波が利用され、有効利用は進んでいる。今なぜ周波数オークション制度を我が国に導入しなければならないのか、に関して目的、必要性・合理性を明確にすべきである。</p> <p>国内市場の特徴やステークホルダの関係を考慮し、日本国内における周波数割り当ての最適な方法を十分に議論すべきである。</p> <p>そこで、オークションが日本に不向きとの結論ができれば、制度設計は不要である。</p> <p>オークションを導入することになるのであれば、導入効果を検証し、その結果を国民に十分に説明し、納得を頂いた上で、制度設計に進むべきである。</p> <p>そのとき制度設計は、透明性をもって、なされるべきである。</p>

質問事項への回答【モトローラ】

番号	質問	回答
1	<p>米国等におけるオークション制度は成功していると考えられるか。そのように考える理由は何か。</p>	<p>米国における周波数オークションは全般的にみて成功していると考えられる。オークションは、そのルールや、どのようなライセンスが与えられるかが公開され、また誰もが応札できるなどの点から透明性が高いと考えられる。落札者はオークションでの投資額を早く回収するために、できるだけ早くネットワークを構築しようとする。比較審査で与えた周波数は、一般にネットワーク構築に時間がかかることを許容することになる。また、携帯電話におけるユーザ料金は携帯電話事業者間の市場競争原理に基づき設定されており、オークション費用がユーザに転嫁されていると見受けられない。</p>
2	<p>オークションと研究開発の関係について、オークション導入により落札額が高騰すれば研究開発投資が抑制されるという意見と、ベンチャー企業等による研究開発が進むという意見があるが、どのように考えるか。</p>	<p>その都度のオークションの設計にも依存すると考えられ難しい質問であると思う。ただ、FCCがオークションを開始して以来、米国においては（4Gを積極的に展開するVerizonなどをみても）オークションに投資した携帯電話事業者が次のテクノロジーに対してのR&D投資及び設備拡張を抑制するような事は見うけられない。</p>
3	<p>オークション導入により、通信機器メーカーやプラットフォーム・アプリケーション提供事業者にどのような影響があると考えられるか。</p>	<p>通常政府がオークションの実施を公示するときに、当該周波数のオークションの実施時期や、落札者がいつまでにネットワークを構築しなければいけないかという条件等を公示する。応札を検討する企業に対して応札費用と設備投資を検討する十分な時間を与えることにより、応札を検討する企業に対して応札費用と設備投資を検討する十分な時間を与えることにより、通信機メーカーを含めベンダーへの影響を緩和することができる。また、新しい周波数帯でネットワークが構築されれば、一般的には端末メーカーには新たなビジネス機会となる。</p>
4	<p>我が国の携帯電話サービスは、オークションを導入済みの米国と比べて、サービスの高度化、通話品質、エリアカバー率、料金等の観点から見て、どのように評価されるか。</p>	<p>米国と比べ料金が高いと言われることが多いが、サービス内容、通話品質から見て日本のユーザが不利益を被っているとは一概に言えない。日本の携帯電話事業者も厳しい競争下に置かれていると思う。オークション導入の議論はそもそも現行の電波利用料制度に電波の経済的価値を反映し難い、使途コスト削減のインセンティブが働かない、等の指摘から始まっていると理解しているので、我が国と米国の携帯電話サービスの比較は論点が少し違うのではないと思う。</p>
5	<p>国にどう貢献しているかという観点から、政府がオークションにより一時的にあるまじった収入を得るのと、電波利用料により毎年一定量の料金を徴収するのとではどちらがいいと考えるか。またその理由を示してください。</p>	<p>オークション又は電波利用料による収入をどのような使途に振り分けるかという設計にも依るが、オークション収入を電波利用料に完全に置き換えるということは困難であろうと考える。オークション収入は不定期・不定額であるため、電波行政、政策・法令設計などある程度固定的な支出への予算としては扱えないのではないかと。米国でもサービスの種類（使用周波数帯域幅ではない）に対して免許人がFCC Regulatory Feeを支払い、これらの行政執行の費用に充てられている。</p>

質問事項への回答【日本マイクロソフト(株)】

番号	質問	回答
1	<p>パブリックコメントではご提案がなかったが、「論点案」についてお考えをお聞かせ願いたい。</p>	<p>1. 導入目的 「免許手続きの透明性確保」や「電波の効率的な利用」に、一定の効果があると考えられる。</p> <p>2. 払込金の法的性格 電波は国民共有の財産であり、それを一定期間だけ占有することに対して料金を払い込むことや、入札を通じて払込金額を決めることに、一定の合理性があると考えられる。</p> <p>3. 収入の使途 周波数の落札にかかる費用はサービス利用料金を通じて最終的に利用者が負担すると考えられる。収入の使途が最終的には利用者に還元されて産業の発展に資することが望ましいか、そもそも国民の財産である電波を特定の利用者が納得した対価を支払って利用しているのだから、収入は国民全体のために用いられるべきかについては議論を要する。</p> <p>4. 対象範囲 先行事業者との参入条件について公平性を担保する観点から、技術革新が著しくインフラの世代交代による高度化が期待され、新規参入を望む事業者が多く調整を要する事業領域で導入することが妥当と考えられる。 仮に放送サービスを対象とする場合には、上下分離と役務提供の義務を課すなど、あくまで事業上の目的で電波利用権が落札され、特定の者が電波利用権を占有することによって表現の多様性や放送事業の継続性を損なうことのないよう配慮することも考えられるのではないかと考えられるが、従前と異なる事業者が落札した場合の旧サービスの利用者保護にも配慮する必要がある。</p> <p>5. 制度設計 入札に参加する予定はないため各論は差し控えたい。国際動向や最新の学説を踏まえつつ、競争を通じた周波数利用の高度化に資する制度となるよう、公開の場で幅広い見地から検討されるべきである。</p> <p>6. 二次取引 現行法でも企業売買を通じた無線局免許の売買が実質的に行われており、二次取引を制限することの実効性があるかは疑わしい。但し制度設計の議論と合わせて、投機資金の流入による落札価格の高騰を防ぐ観点から、二次取引に一定の制限を設けることが合理的価格形成に資するかどうかは、制度設計として検討されるべきではないか。</p> <p>7. 電波利用料制度との関係 払込金の法的性格や、収入の使途とも関係する。電波利用料の共益費的側面に着目すると、オークションを通じて周波数利用権を落札した場合であっても、他の場合と同様に電波利用料を支払う方が公平と考えられるのではないかと。</p> <p>8. 免許制度との関係 現在の免許の有効期間は免許した周波数の利用実態を評価し有効利用や使途の高度化を促す上で適切と考えられる。オークション導入後も免許期間を延ばすことは不要と考えられるが、例えば周波数再編の際に発生する期間の短い細切れの空き帯域について、オークションを通じて時限的な有効利用を促すことは考えられるのではないかと。</p> <p>9. その他 少なくとも外国資本が電波を利用する事業者を買収できるのと同様に、周波数オークションでの応札が認められるべきと考える。</p>
2	<p>米国等におけるオークション制度は成功していると考えられるか。そのように考える理由は何か。</p>	<p>「免許手続きの透明性確保」で成功し、その後もインフラ整備が進んでいることから、軌道に乗りつつあると考えられるのではないかと。</p>
3	<p>オークションと研究開発の関係について、オークション導入により落札額が高騰すれば研究開発投資が抑制されるという意見と、ベンチャー企業等による研究開発が進むという意見があるが、どのように考えるか。</p>	<p>落札額の高騰によって通信事業者の超過利潤が政府に移転し、情報通信分野に再投資されない場合には、研究開発投資の抑制要因になると考えられる。我が国では通信事業者の研究開発投資が通信分野での研究開発を牽引しており、防衛産業など別の産業セクターが基礎研究を担う米国とは産業構造が異なるため、新規参入の可能性が生じることによる研究開発の促進よりも、研究開発投資が抑制されることによる影響の方が大きいと考えられる。</p>

4	<p>オークション導入により、通信機器メーカーやプラットフォーム・アプリケーション提供事業者によるどのような影響があるか。</p>	<p>オークション導入そのものによる通信機器メーカーやプラットフォーム・アプリケーション提供事業者への影響は予測し難い。結果として通信事業者間の活発な競争を通じて、大容量で高品質の通信サービスを廉価で提供されること、オペレータが新技術の導入やインフラ整備に対して積極的であること、各国と相互接続性のある技術方式が導入されること等が、通信機器メーカーやプラットフォーム・アプリケーション提供事業者の発展にとっては重要と考えられるのではないかと考えられる。</p>
5	<p>我が国の携帯電話サービスは、オークションを導入済みの米国と比べて、サービスの高度化、通話品質、エリアカバー率、料金等の観点から見て、どのように評価されるか。</p>	<p>データ通信の実効速度や電波状態など、米国より高い品質のサービスが提供されていると評価できる。日本はもともと米国と比べて人口稠密で光ファイバー網の整備や解放義務も早くから進展していたことなどの要因もあり、日本の携帯電話サービスの品質に、周波数オークションの採否が影響したかは断じ難い。</p>
6	<p>諸外国の状況から考えてオークションの基本的な制度設計を行うことは必要だと思いますか、不要だと思いますか。 不要と思う場合は、理由を述べてください。</p>	<p>必要</p>

質問事項への回答【株式会社インフォシティ】

番号	質問	回答
1	パブリックコメントではご提案がなかったが、「論点案」についてお考えをお聞かせ願いたい。	基本的に論点(案)の9項目はいずれも重要な論点と考えます。したがって、今後の日本国全体のため、十分な議論をお願いいたします。特に、項目1の「導入目的」については、「国民共有の財産を国民全体のために活用」すべきという観点を重要視していただきたいと思います。
2	オークション導入により、コンテンツ事業者にどのような影響があると考えるか。	基本的には中立であると考えます。現在は、映像・音楽・書籍・ゲームなど従来からの狭義のコンテンツ・サービスばかりではなく、あらゆるビジネスがインターネット上のアプリケーションとなっています。つまり、ほとんど全ての産業がアプリケーションレイヤーに属する事業者となるわけですが、これらは周波数を割り当てられた事業者のサービスを通じてユーザに自身のコンテンツ・サービスを提供することになります。したがって、アプリケーションレイヤーに属する事業者としては、周波数を独占的に割り当てられる事業者に対して、公益的な振る舞いが義務付けられて然るべきかと考えます。
3	我が国の移動通信サービスは、コンテンツ事業者の観点から、諸外国と比較して、サービスの安定的提供や高度化が進んでいると考えるか。	一般的に考えて、日本の移動通信サービスそのものは、世界的に見ても極めて安定的に提供され、かつ高度化が進んでいると考えています。コンテンツ事業者を含むアプリケーションレイヤーの事業者も日本独自の高度なコンテンツ・サービスを多くのユーザに提供してきましたが、諸外国と比較して移動通信ネットワーク高度化の恩恵をビジネスに結び付けられていたかは極めて疑問が残ります。
4	我が国における無線利用サービスに関連したコンテンツ産業は、諸外国と比較して、競争力や優位性があると考えるか。あると考える場合、そのような競争力や優位性を獲得した原因は何か。	考えません。2G/9.6kbpsの時代にスタートしたiモード網などの個別ワイヤレスネットワークにおける日本のコンテンツ・サービスは世界で最も早く、かつ高度に発展してきました。しかし、急速にiPhone/Android等のスマートフォンが台頭し、世界共通のInternetが市場の前提となった現在においては、日本のコンテンツ・サービス事業者がこれまでの蓄積を直接的に国際的な競争力や優位性に結び付けられる状況にはなっていないと考えられます。むしろ、海外で先行したリッチアプリケーションを提供する事業者が、日本のコンテンツ・サービス市場においても競争力や優位性を発揮する事態となっています。
5	国にどう貢献しているかという観点から、政府がオークションにより一時的にあるまとまった収入を得るのと、電波利用料により毎年一定量の料金を徴収するのとではどちらがいいと考えるか。またその理由を示してください。	この点特に意見はありませんが、どちらかと言えば毎年一定量を徴収する方が、変化に対応しやすいかと思えます。

質問事項への回答【主婦連合会】

番号	質問	回答
1	<p>携帯電話事業者は、我が国の携帯電話サービスについて、3Gの普及率等から見てインフラ整備が進んでおり、サービスの高度化の面でも進んでいると主張しているが、利用者の目から見てどう評価するか。</p>	<p>携帯電話サービスは、3Gの普及率等から見てインフラ整備が進んでおり、サービスの高度化の面でも進んでいることは事実だが、利用者視点という観点からは、機能が多すぎて使いにくい・利用料金が高い・充電コードなどの標準化が不十分・契約内容が複雑である等の声があり、まだ解決されるべき課題は多い。また、スマートフォンなど多様なデバイスの普及にみられるように、新たな課題もあるので、今後も引き続き改善が必要である。</p>
2	<p>仮にオークションで落札額が高騰したとしても、落札事業者が、それを利用者料金に転嫁したり、研究開発投資を怠り新サービスの導入が遅れれば、競争環境においては利用者が他の事業者に逃げてしまうので、そのようなことはしないとの主張があるが、どのように考えるか。</p>	<p>落札価格が高騰した場合において、サービスの種類によっては、利用者が他の事業者に逃げることは限らない。例えば以前の携帯電話の報奨金制度の料金体系のように、利用者に転嫁されるビジネスシステムになることは十分考えられる。また、業者の資金難により、未公開株の投資のような資金集めによる消費者被害が発生する恐れも考えられる。</p>
3	<p>仮にオークション落札額の「一部」が利用者料金に転嫁された場合でも、オークション落札額の「全体」が政府収入になる(懇談会資料2-1, III.C(p.3)および同図III.C.1-3(図p.5))ので、その分で減税・国債償還あるいは政府財政支出の肩代わりができることから、消費者・国民全体で考えれば、利用者料金増大による負担増よりも、差し引きで減税等による負担減の方が大きいので、利用者料金への転嫁はオークション導入の反対理由にならないという考え方もあるが、この主張についての貴見を伺いたい。</p>	<p>オークションによる政府収入がどのように利用されるかが不明であり、必ずしも減税・国債償還あるいは政府財政支出の肩代わりに利用されるかは現段階ではわからない。そのためには、オークションを行う場合には、あらかじめ収入の利用目的を決めておくことかどうかを検討していただきたい。また、オークションによる収入で減税を行っても、それがどのように再配分されるか、現段階ではわからないので、必ずしも利用者が負担減になるとは限らない。</p>
4	<p>電波は国民共有の資産だから、資産からの収益は国民全員の所得になるべきであり(民間事業者が国有地を営利目的に使用した場合、市場価格相当分の土地代を納入すべきことに類似する。)、これを実現するために周波数オークションを導入することが望ましい。従来方式では、国民全体の所得が電波を利用する事業者に「贈与」される結果になっており、その是正が必要である、という考え方もあるが、この主張についての貴見を伺いたい。</p>	<p>これは、オークションを行うかどうかではなく、電波を利用する代金をどのように考えるかであると思う。電波は国民共有の資産であり、それが国民のために利用されることは当然である。従来方式に問題があるならば、国民の不利益とならないように是正することを検討していただきたい。</p>
5	<p>国にどう貢献しているかという観点から、政府がオークションにより一時的にあるまとまった収入を得るのと、電波利用料により毎年一定量の料金を徴収するのとではどちらがいいと考えるか。またその理由を示してください。</p>	<p>一時的にまとまった収入よりも、毎年一定量の料金を徴収する方が国にも企業に資金を計画的に利用できるという利点があると思う。ただし、途中で業者が廃業などで支払不能になることもあると考えると、一括での支払いの方が国にはありがたいのではないかと。</p>
6	<p>オークションを行わなくても、透明性や公平性は十分確保されると考えますか。</p>	<p>電波は公共性が高いものなのであり、透明性や公平性はオークションを行うかどうかにかかわらず、十分確保すべきである。オークションを行えば透明性や公平性が確保されるかどうかは、疑わしい。オークションはあくまでも事業者が電波権を得るための手段の一つである。実施するかどうかは、金額だけで定めることよいか、他の方法と併用するのか、どの周波数を対象にするか等、十分に議論を行うべきである。そのためにも、電波の利用について監視する倫理委員会が必要と考えている。</p>